

## 松江家庭裁判所委員会（第32回）議事概要

### 第1 日時

平成28年2月29日（月）午後1時30分～午後4時00分

### 第2 場所

松江家庭裁判所大会議室

### 第3 出席者

（委員長）増田耕兒

（委員）池田知弘，大國羊一，木村悦子，杉山順一，園山信夫  
高浜澄子，西村昌志，原 市，藤尾智敬，古川英一

（五十音順敬称略）

（説明者）宮崎首席家庭裁判所調査官，山本首席書記官

皆川主任家庭裁判所調査官

（事務担当者）飯富事務局長，田部事務局次長

（庶務）草野総務課長，結城総務課課長補佐

### 第4 テーマ

少年事件における教育的措置について

### 第5 議事

1 委員自己紹介

2 委員長選任・委員長代理指名

委員の互選により，増田委員が委員長に選出された。

委員長は，杉山委員を委員長代理に指名した。

3 説明

「再非行防止に向けた家庭裁判所の教育的措置について」

4 質疑応答，意見交換

別紙のとおり

5 次回委員会のテーマ

家事調停事件について

6 次回開催日時

平成28年9月27日（火）午後1時30分

(別紙)

### **委員長**

調査官から教育的措置の意義と松江家庭裁判所における体験型の教育的措置として非行を考える会，社会奉仕活動，職業体験及び親子合宿について説明をいたしました。これに関連して，質問等がございますか。

### **A委員**

少年保護事件は全国的に見ても松江管内で見ても減っていますが，その背景として何があるのでしょうか。それから，島根県のように大きな都市がない地域での非行というのはどのようにイメージをすればいいのでしょうか。

### **説明者**

まず事件数の減少の原因，背景ですが，一つには少子化が大きく原因しているのは間違いないと思います。ただ，全国よりも島根県がやや減少の幅が大きい理由は正直わかりませんが，地域社会における少年の健全育成の機能が，まだ都市部に比べると機能していることも理由に挙げられるかもしれません。

島根県内の非行のイメージについては，割とすれてない子が多いというのが正直な感想です。ただ，やんちゃな子たちの仲間内での暴力事件というのは，割と多いかなというイメージはあります。それと関連して，いじめが発展した暴行事件はしばしば起きています。

### **B委員**

いじめとも関連しますが，学校でどういう状態にあるかということ，子どもたちからしっかり聞いていただきたいし，学校への働きかけも必要ではないかと思えます。

### **委員長**

体験型の教育的措置には，再非行の防止に意識を向けていこうという狙いがあるのですが，それに対する御感想をお願いいたします。

### **C委員**

教育的措置における少年のプライバシーの保護はどのように配慮されているのでしょうか。

「地域社会と連携して」というのは非常にいい視点だと私は思いますが，そうすると，そこにいるのは地域の普通の方々なので，そういう方々に目的をお話した上で受け入れていただくのであれば，少年の個人情報をも明らかにする必要があると思いますが，その点についてはどのようにお考えでしょうか。

### **説明者**

少年法の理念である健全育成と非公開性との兼ね合いは難しい問題です。

例えば、複数の少年保護者が出席するような教育的措置においては、番号やニックネームで呼んでおり、本名はそれぞれの参加者には伝えないという配慮をしています。ただ、顔なじみは一緒の場には参加させないようにこちら側が配慮していても、結果的に顔なじみが一緒になる場合がないわけではないと思います。この一年間ではそういう経験はございませんでしたが、その辺りはさらに配慮が必要などころだと思えます。

補導委託先に対しては、少年審判手続が非公開であることを説明するとともに、補導委託を受ける少年に関する情報は決して外部に漏らさないようお願いしており、補導委託先の皆様には、外部にアピールしにくいものだという理解をいただいた上で、御協力いただいています。

家裁としては、まずは身近にその少年のことを知っている人や理解がある人から、教育的措置の効果を波及させていくような取り組みをする、あるいは、少年事件に御理解のある地域社会の皆さんに御協力をお願いするというように、何とか教育的措置を地域社会につなげていけないかという問題意識を持っています。

## D 委員

非行を考える会でグループワークをするとありますが、どのようなグループワークをされているのでしょうか。

それと、補導委託先に対する指導や研修はどういうふうになっているのでしょうか。やったことについては悪いことなのでそこを叱るというのは当然あると思いますが、よくあるパターンとして、やったことを叱ることじゃなく、その人の人格自体を否定してはだめだと言うこともありますので、そういった点は注意していただければと思っています。

それと、親子合宿の件で、親の力を借りるという説明がありました。最近では「子どもの考える力、生きる力を育てる。」ということが言われていますが、実を言うと、親にそういった考える力、生きる力が足りないのではないかと思います。先ほど、作業で困ったときは親の力を借りるということを言われたのですが、それができない親もいるのではないかなと思います。そういった意味で、親に対するフォローやレクチャーをされたほうが良いのではないかと思います。

## 説明者

非行を考える会では調査官がファシリテーターをしています。家庭裁判所の措置として行っているのも、本当にその措置をまじめに受けるかどうかも含めて審判の資料とさせてもらうことを伝えた上で受けてもらっているのも、少年は真摯に取り組んでおり、その点は、学校での指導とは大きく違うところだと思えます。

考えをまとめるための工夫としては、被害者の話を聞いた感想や、自分がやってしまった原因は何かとか、明確な質問を意識するように努めています。そこで出た意見に対しては、肯定的に受けとめて、積極的にこちらがフォローしながら聞いていけば、グループワークとして、まず乱れることはないと思っています。

親に考える力を養ってもらうことについては、体験型措置に限って言いますと、親子合宿、あるいは非行を考える会の中で保護者同士のグループワークをしています。

親に対するアプローチにおいても、まずは親の苦労を理解する、いろんな思いを持って子育てに当たってきて、現状も非行で悩んでおられる方がほとんどなので、まずその苦労をねぎらうことがベースにあります。これがなければ家庭裁判所の指導、アドバイスは聞き入れてもらえないと思います。その上で、先ほどの体験型措置であれば、そのプログラムの中でうまくいった点を見逃さずに、できるだけポジティブなフィードバックを行うように努めています。非難しないという姿勢と望ましい行動が得られればそれを見逃さずに評価するということが、親が考える力を養うことにもつながると思いつながりながら試行錯誤してやっています。もちろん、うまくいかないこともありますし、予想以上に理解してくださる方がいらっしゃるのも確かです。

補導委託先に対する指導や研修については、体系的な研修を実施しているというシステムではありません。ただ、補導委託先に登録するまでには、首席調査官が中心となって何度かお会いして、少年法の趣旨や、こちらが期待していること、どういった対応をしていただきたいかを説明した上で、審査をさせていただいて、登録しています。基本的には手を挙げていただいている方であり、傷ついた少年、あるいは、恵まれなかった少年にきちんと手を差し伸べたいというような熱い思いを持った受託者ですので、先ほどおっしゃった人格を否定するような発言をして、子供が傷付くというようなことはないものと思っております。

## E 委員

体験型でうまくいかなかったケースについても、お話していただける範囲で教えてください。

## 説明者

できるだけ失敗しないようにやっていますが、なかなか効果が上がらないケースもあります。せっかくボランティアでいい経験をしたと言ってくれた少年も、その後の日常生活がうまく行かなくて、再非行という形でまた会うことになる少年もいます。

また、本人の気持ちがついていなくて途中でサボったり、行かなくなるというケースもないわけではございません。

ただ、ちょっとしたつまずきであれば、調査官の働きかけによってもう一回通うようになるとか、別の方法で同じような狙いの活動をするなどして、うまくいけば立て直せた経験というのをフィードバックし、むしろ失敗を通してそれを成功体験に変えていく一つのチャンスかなと思ってやっております。

## F 委員

家庭裁判所が行う教育的措置は、体験とかいろいろやっておられて、非常に効果

的ではないかと思いますが，調整型の教育的措置というのは具体的にどのようなことをやっておられるのでしょうか。

### **説明者**

調整型の教育的措置については，具体的には，親子関係の問題があれば保護者の方に改善を促しています。多い例としては，学校への不適応があります。学校で不良行為をして，なかなかなじめない少年だと，実際に調査では少年がどのような様子だったのか，調査で見られた少年の課題はどこで，どのようなところを学校でも指導すれば望ましいのかといった点について，調査結果をもとに担当の先生とやりとりすることがございます。学校と連携して継続的な面接指導を行ったり，試験観察の場合は，日常的に学校の様子について報告をいただいたり，意見交換をするケースもございます。

調整型の保護的措置をするに当たっては，どのような連携をすればより学校側としてもありがたいかとか，あるいは家裁にはこのような指導をしていただきたいなど御意見があれば，お伺いしたいと思います。

### **F 委員**

終局決定された後であれば，例えば保護司の方などとは，毎年1，2回ぐらい，個人情報取り扱いに注意しながら，連携をとっていますが，終局決定に影響するような連絡調整については，どのように対応したらいいのかよく分かりません。ルー尔的なものがあれば，連携した方がいいかなと思いますが。

### **説明者**

連絡会を設けるなどの取り組みはまだ進んでいないところかもしれませんが，個々のケースの中で，我々が学校を訪問して少年にかかわる担当者と協議し，場合によっては，その他の関係機関の方にも集まっていたいただいて，その少年についてのケース会議をすることもあります。

### **委員長**

少年に関わってこられた御経験から，裁判所の教育的措置について，御感想はありますか。

### **B 委員**

いわゆる非行傾向の子どもたちも，辛さをいっぱい抱えていて，学校や周囲から本意ではないような傷付けられ方を長期にわたってしてきたので，裁判所も学校も地域社会も，もっと子供たちの声を聞いてあげないといけないのではないかと思っています。

それと，地域社会と連携した教育的措置を広げていくことにも関わることでありますが，問題行動や非行をその子ども個人であるとか，その家庭の親御さんの個人の問題にしてしまうところがあり，残念に思います。島根県ではコミュニティーが残ってる

という部分もありますが、それだけ狭い村社会的な傾向が強いというところもありまして、その辺りが子どもたちや親御さんをより孤立させてしまったり、引き籠らせてしまったり、事件を起こさせたりしているのではないかと考えています。

**委員長：**ありがとうございました。それから、A委員、これまでの御経験からして、何か御提案ございますでしょうか。

#### **A委員**

家裁調査官の活動や家裁の教育的措置を知っている人というのは、実はあまりいないのではないかと思います。もちろん、これは、少年のプライバシーの問題が大きく関わるのですが、このような少年を地域でどのようにフォローしていくかといったことは、裁判所からもっとアピールして、地域に知ってもらおうということがあっても良いのではないかと感じました。

#### **G委員**

私ども行政も、近年は施策を行うに当たっては、様々な団体に向けて相談したり、意見を求めたりする機会をたくさん設けるようにしています。例えば、公民館の館長会、民生児童委員の会や自治会連合会の会、NPOのネットワークの会もごございます。そういうようなところでお話をして、意見を求められることが大切ではないかと思っております。

#### **D委員**

今回1時間ぐらい説明をお聞きしましたが、非常に長いなと感じました。どこかの会で説明をされる場合には、どれくらいの時間をいただけるかを把握しながら調整すると、より効果的ではないかと思っております。

#### **C委員**

地域社会の中で体験型の教育的措置を行おうとしたとき、当該少年について御理解をいただけるかが、非常に難しいなという気がしております。

実は、今の若い人にとっては当たり前なIT機能を使ったいろんなことができなくて困っている、例えば、市から補助金をもらうための資料を作れないために補助金をもらえず、自分たちでお金を出して活動しているグループは、松江市内にも多くあるのです。そういうお手伝いは、若い人にとってみると、非常に簡単な話だと思うんです。先ほど言ったようなハードルがありますが、やれば非常に皆さんに感謝もされるし、達成感もある。そういう活動はいっぱいあるような気がしております。是非、若い人のスキルを發揮できるようなこともお考えいただけるといいなと思いました。

以上